

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2024年5月8日提出

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中谷 友行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【事務連絡者氏名】 植村 吉二

連絡場所 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【電話番号】 03-6700-4111

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 資産形成ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 上限1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年2月29日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、投資信託約款の変更にかかる手続きを開始することを決定したことに伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。下線の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

振替受益権について

(略)

<訂正後>

振替受益権について

(略)

投資信託約款変更の予定について

当ファンドおよび当ファンドが主要投資対象とする「明治安田欧州株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)は、2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定していません。

1. 変更内容

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「ニュートン社」といいます。)との運用指図に関する権限の委託契約を解除し自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行うとともに、信託報酬率の引き下げを行うものです。

投資信託約款の具体的な変更内容は、以下の通りです(下線部は変更部分を示します)。

追加型証券投資信託

資産形成ファンド

投資信託約款

新			旧		
<p>（信託報酬等の総額） 第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の47.5の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>略</p> <p>委託者は、第16条第1項第4号に規定する「明治安田アジア株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）およびマザーファンドの毎計算期末、またはマザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p>			<p>（信託報酬等の総額） 第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>略</p> <p>委託者は、第16条第1項第3号に規定する「明治安田欧州株式マザーファンド」および第16条第1項第4号に規定する「明治安田アジア株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から、各マザーファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および各マザーファンドの毎計算期末、または各マザーファンドの信託終了から起算して5営業日目までに支払うものとします。信託財産から支弁される各投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された報酬額のうち、当該信託財産に係る金額の合計となります。</p>		
ファンド名	投資顧問会社	算出方法	ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田アジア株式マザーファンド	ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッド	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じて毎日年10,000分の55の率を乗じて得た額	明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額
明治安田アジア株式マザーファンド	ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッド	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じて毎日年10,000分の55の率を乗じて得た額			

親投資信託

明治安田欧州株式マザーファンド

運用の基本方針

新	旧
<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 略 MSCIヨーロッパ指数採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。</p> <p>略 (削除)</p> <p>~ 略</p>	<p>2. 運用方法 (2) 投資態度 略 グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。</p> <p>略 欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。</p> <p>~ 略</p>

投資信託約款

新	旧
<p>(運用の権限委託) 第12条 (削除)</p>	<p>(運用の権限委託) 第12条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち次に関する権限を次の者に委託します。 欧州主要国の株式等の運用 ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド Newton Investment Management Limited Queen Victoria Street London 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>

2. 変更理由

当ファンドは、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をニュートン社に委託してまいりましたが、弊社にて安定的な運用体制が構築できたことを受け、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とするものです。

3．日程について

受益者の確定日	:2024年5月10日 (2024年5月8日までに申込みをされた受益者に限る)
書面による議決権行使の期限	:2024年8月29日まで(弊社必着)
書面による決議の日	:2024年8月30日
投資信託約款変更の適用日	:2024年10月1日(予定)

4．書面決議について

2024年5月10日現在の受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使うことができます。上記1．の投資信託約款の変更にご同意いただける場合、お手続きは不要です。

このたびのマザーファンドの重大な約款変更につきましては、マザーファンドを主要投資対象とする他のベビーファンドにおいても同様の手続きを行っております。当ファンドにおける賛否だけでなく他のベビーファンドを含む集計結果をもってマザーファンドの重大な約款変更が決定されますので、当ファンドのみの書面決議の結果と異なる場合があります。マザーファンドにおける重大な約款変更の可否が全てのベビーファンドに適用されます。

マザーファンドの重大な約款変更につきましては、各ベビーファンドにおける2024年5月10日現在の受益者から反対・異議申立のあった受益権口数をマザーファンドにおける実質的な反対・異議申立口数に換算し、その合計が受益者確定日時点のマザーファンドにおける受益権総口数の二分の一を超えた場合には、投資信託約款の変更が中止されます。この場合、当該マザーファンドを主要投資対象とする全てのベビーファンドの投資信託約款の変更を中止します。当ファンドにおいては投資信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかに電子公告し、受益者の方にお知らせいたします。

なお、投資信託約款の変更の決定(2024年8月30日予定)につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

5．反対受益者の受益権買取請求の不適用について

当ファンドは毎日基準価額が算出され、換金が可能な投資信託に該当するため、本議案に反対された受益者の受託会社に対する買取請求の適用はありません。本議案に反対された受益者の方で換金を希望される方は、通常の換金手続きによる換金をご利用下さい。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人

<訂正前>

1. ~3. (略)
 4. 投資顧問会社
- 図(略)
- 1~ 3(略)

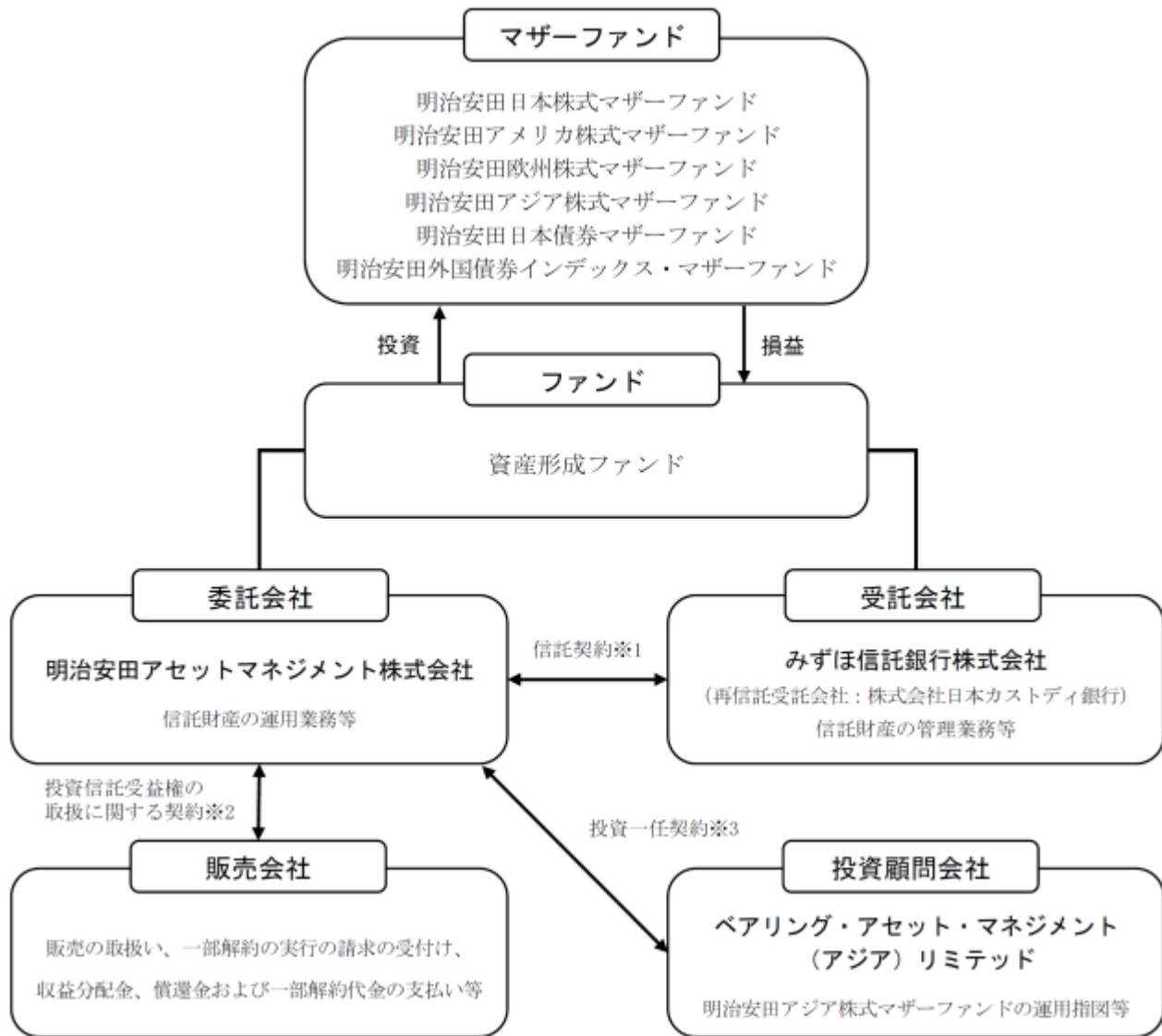
<訂正後>

1. ~3. (略)
 4. 投資顧問会社
- 図(略)
- 1~ 3(略)

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「委託会社およびファンドの関係法人」は以下の通り変更されます。

(変更後)

1. ~3. (略)
4. 投資顧問会社
「ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)リミテッド」
(「ベアリング社」ということがあります。)
「明治安田アジア株式マザーファンド」の運用の指図を行います。



1～ 3(略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

マザーファンドの運用手法

表（略）

<訂正後>

マザーファンドの運用手法

表（略）

* 当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「マザーファンドの運用手法 明治安田欧州株式マザーファンド」は以下の通り変更されます。

(変更後)

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
明治安田 欧州株式 マザーファンド	明治安田 アセットマネジメント 株式会社	MSCIヨーロッパ指数採用銘柄を投資対象とし、当社独自のクオンツモデルにより多面的な個別銘柄分析を行いポートフォリオを構築します。パフォーマンス分析およびリスク管理によりポートフォリオのリバランス等を行います。

マザーファンドの投資方針

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

投資態度

< 訂正前 >

1. ~ 10. (略)

< 訂正後 >

1. ~ 9. (略)

10. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「投資態度」は以下の通り変更されます。

(変更後)投資態度

1. (略)

2. MSCIヨーロッパ指数採用銘柄を対象とし、当社独自のマルチファクターモデルに基づき個別銘柄を多面的に評価し、その評価情報を効率的に反映させてポートフォリオを構築します。

3. (略)

4. (削除)

5. ~ 10. (略)

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

(略)

(略)

<訂正後>

(略)

(略)

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「(3)信託報酬等」は以下の通り変更されます。

(変更後)

ファンドの純資産総額に対し、年0.5225%（税抜0.475%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

<内訳>

配分	料率（年率）
委託会社	0.2475%（税抜0.225%）
販売会社	0.22%（税抜0.2%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）
合計	0.5225%（税抜0.475%）

<内容>

表（略）

委託会社の報酬には次のマザーファンドの運用権限の一部を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、当ファンドにかかる金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田 アジア株式 マザーファンド	ベアリング・ アセット・マネジメント (アジア)リミテッド	マザーファンドの純資産総額に対し、計算期間を通じ毎日年10,000分の55の率を乗じて得た額

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

～（略）

<訂正後>

～（略）

関係法人との契約等（略）

*当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「(5)その他 関係法人との契約等」は以下の通り変更されます。

(変更後)

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田アジア株式マザーファンドについては3ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

～（略）

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(3) 投資顧問会社

<訂正前>

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

表（略）

<訂正後>

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

表（略）

* 当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて、ニュートン社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し自社による運用とすべく2024年10月1日付で投資信託約款の変更を予定しております。当該約款変更が実施された場合は、「(3) 投資顧問会社 <明治安田欧州株式マザーファンド>」は削除されます。